

(令和3年10月14日実施 社会福祉法人敬羨会)

指導監査結果及び是正改善状況

文書指摘事項	是正改善状況
1. 評議員会の日時及び開催場所等、理事会の決議の定めにより、適切に開催いただきたい。	適切に開催いたします。
2. 評議員会の決議があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示を確認できる書面または電磁的記録を適切に保管してください。	議事録への署名漏れのないように適切に保管いたします。
3. 理事会の決議があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示を確認できる書面または電磁的記録を適切に保管してください。	議事録への署名漏れのないように適切に保管いたします。
4. 貴法人の経理規程は、現在の法令等に整合していないものとなっております。最新のモデル経理規程を現在の体制に合うように変更して、貴法人の経理規程として整備してください。	最新のモデル経理規程を参考に作成いたします。
5. 経理規程に基づいて、会計処理を行ってください。	経理規程に基づき会計処理を行います。
6. 拠点区分間の内部取引の相殺消去について、社会福祉事業の資金収支内訳書及び事業活動内訳書において、内部取引消去の当期末支払資金残高（次期繰越活動増減差額）がゼロになっていませんでした。内容を確認したところ、事業区分間の取引が拠点区分間の取引として処理されていました。	誤りを確認いたしました。今期決算において修正いたします。
7. 当初予算から軽微とは言えない乖離があるものの、補正予算が編成されていませんでした。早急に適切な予算管理体制を整えてください。	予算との対比によって、適切に補正を組んで参ります。（予算管理者への執行状況報告の徹底）
8. 貸借対照表の国庫補助金等特別積立額の金額が附属明細書の金額と異なっておりました。 適切な額を計上してください。	誤りを確認いたしました。今期決算より修正いたします。

<p>9. 当期末繰越活動増減差額が赤字の状態では修繕積立金が積立てられていました。</p> <p>事業活動計算書（第2号第4様式）の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合に、その範囲内でのみ将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができます。</p> <p>当期末繰越活動増減差額が赤字の場合には、積立は行わないでください。</p> <p>10. 計算書類に対する注記（法人全体）に記載の基本財産の金額並びに固定資産の減価償却累計額及び当期末残高が、貸借対照表の金額と一致していませんでした。</p> <p>計算書類と一致すべき項目について、必ず再確認するようにしてください。</p> <p>11. 附属明細書が適正に作成されていませんでした。</p>	<p>2021年度決算処理より対処いたします。</p> <p>注記の転記ミスを確認し、貸借対照表と一致させました。</p> <p>再確認し、ミスのないようにいたします。</p> <p>経理規程に基づき、附属明細書の整理を行い、適正に作成いたします。</p>
--	--